

福岡県 UWB 無線測位システム機器利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県(以下「県」という。)が保有する別紙記載のウルトラワイドバンド(以下「UWB」という。)無線測位システム機器(以下「機器」という。)の利用等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(機器の運用管理者)

第2条 機器の運用管理は、情報政策課が行うものとする。

(利用対象)

第3条 利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) UWBに関する研究、応用開発、製品開発、実証実験及びその他必要な事業を行う大学、研究機関及び企業。
- (2) 情報政策課長が適当と認めた者。

(利用の申請及び承認)

第4条 機器を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、福岡県 UWB 無線測位システム機器利用申請書(以下「利用申請書」という。)(様式第1号)を、情報政策課長に提出しなければならない。

- 2 情報政策課長は、前項により利用申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査して利用の可否を決定する。
- 3 情報政策課長は、利用者に対して、福岡県 UWB 無線測位システム機器利用承認(不承認)通知書(様式第2号)を交付する。
- 4 情報政策課長は、第2項の承認において必要があるときは、条件を付すものとする。
- 5 情報政策課長は、次の各号に掲げる者については、原則として利用を承認しない。
 - (1) 利用させることにより、県の管理運営上支障があると認められる者。
 - (2) その他、県が利用を承認することが適切でないとする者。
- 6 第1項の利用申請書は、原則として利用予定日の前日から起算して14日前までに提出すること。
- 7 第2項の承認をもって、機器の利用予約が完了するものとする。

(貸出期間等)

第5条 機器の貸出期間は、1回の申請につき、最大30日以内とする。ただし、

当該期間が県の会計年度を越える申請はできないものとする。

2 機器の受渡し・返却時間は、原則として次の各号に掲げる日を除いた日の午前9時00分から午後5時00分までの間に行うものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 機器の保守その他の理由により、機器の利用を停止する必要が生じた日

3 機器の受渡し・返却は、原則として情報政策課にて行い、返却時には情報政策課の職員の確認を受けるものとする。

（利用者の義務）

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用に関し、法令、この要綱に基づく利用に関する規定、第4条第4項に基づく利用承認の条件又は県の職員の指示若しくは注意に違反しないこと。
- (2) 利用目的以外の目的に使用しないこと。
- (3) 機器を第三者に使用させないこと。
- (4) 機器に付帯するソフトウェアは、原則として、県所有のパソコンで利用すること。ただし、県が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 機器の利用は、原則として福岡県職員の立合いのもとで行うこと。ただし、申請書に記載の範囲内で連日利用する場合は、初日のみの立合いでも可とするほか、県が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 機器は、利用申請書に記載した場所で使用すること。利用申請書に記載していない場所で機器を利用する場合は、別途申請をすること。
- (7) 第三者に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 県の職員の指示及び注意にしたがうこと。
- (9) その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

（利用の承認の取消し等）

第7条 情報政策課長は、次の各号に該当する場合は、第4条第2項の承認を取消し又は機器の利用を中止若しくは停止させることができる。

- (1) 利用者が、県の設備等を損傷したとき、又は損傷させるおそれがあるとき。
- (2) 利用者が、第6条各号に掲げる義務のいずれかに違反したとき。
- (3) 県の行事、改装工事又はその他の事由により、県において機器の利用を停止する必要が生じたとき。

(4) その他、県の適正な管理運営を保持するために必要があるとき。

(損害賠償等)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、機器又は県設備等を損傷したとき、その他県に損害を与えたときは、その損害を県に賠償するものとする。

2 利用者は、その責めに帰すべき事由により、他の利用者又はその他の者に損害を与えたときは、その損害を被害者に賠償するものとする。なお、この場合において、その交渉は当事者間で行うものとする。

(利用料)

第9条 機器の利用料は無料とする。

(暴力団排除)

第10条 県は、警察本部からの通知に基づき、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに機器の利用承認を取り消すことができる。この場合において、取消により利用者に損害があっても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものの下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又

は社会的に非難される関係を有しているとき。

(免責)

第 11 条 利用者が使用する又は作製した、資料・データ・その他の情報等及びデバイス機器・部材・サンプル等並びに自らの持ち物の紛失・盗難・破損等に対しては、県の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、県は一切の責任を負わない。

(利用情報等の活用及び公開)

第 12 条 情報政策課長は、県事業に必要があると認めるときは、機器の利用に関する情報（利用者が当該機器を利用したことにより、独自に得た知見及び営業上の秘密は除く。）を活用し、また、公開することができるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるものの外、機器の管理運営に関し必要な事項は、情報政策課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 11 日から施行する。